

# 雑がみ回収の実態と課題

○ (正) 北坂容子<sup>1)</sup>、山本耕平<sup>1)</sup>、有間俊彦<sup>1)</sup> (公) 川上正智<sup>2)</sup>  
1) (株)ダイナックス都市環境研究所、2) (公財) 古紙再生促進センター

## 1. はじめに

本調査は、公益財団法人古紙再生促進センターが 2024 年に創立 50 年を迎えるにあたり、「紙リサイクル中長期的課題への取り組み」と題して古紙再生促進センター及びダイナックス都市環境研究所にて紙リサイクルに関わるステークホルダーである古紙問屋や回収業者、製紙メーカー、自治体、消費者等へヒアリングやアンケート調査を行い、次の半世紀に向けて何を指すべきなのか、中長期ビジョン策定に向けた課題の整理を行った。

本稿では、2023 年度に実施した一般消費者の紙リサイクルに関する意識や行動を把握するためのインターネット調査の内容を中心にとりまとめた。

## 2. 雑がみとは

新聞・雑誌の発行部数減少やオフィス等でのペーパーレス化を背景に古紙の発生が減少しており、再生紙の原料が不足しつつある。このことは、例えば印刷用紙の古紙配合率の低下などに現われている。貴重な森林資源の消費を抑え、製紙原料を安定的に確保するためには、紙をリサイクルして有効活用することが必要である。製紙原料としてよく利用されているのは、新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック等である。トイレットペーパーや板紙等の製紙原料として利用できる古紙はこれらのものに限られない。古紙再生促進センターでは、新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック以外で、製紙原料に適した紙・板紙や紙製品を総称して「雑がみ」としている。古紙を有効利用するためには、雑がみをより多く回収する必要がある。主な雑がみとして挙げられるのは、投込みチラシ、コピー用紙、包装紙、紙袋、紙箱などであるが、実際に回収されているものは自治体毎に異なっている。

なお、古紙の中には製紙原料に適さないものもあり、古紙再生促進センターではこれらのものを「禁忌品」として例示している。一口に古紙といっても、製紙原料に適したものとそうでないものがあるため、注意が必要である。

## 3. 自治体における雑がみ回収の実態

古紙再生促進センターが全国の自治体を対象に実施している「地方自治体紙リサイクル施策調査報告書（令和 5 年度）」によると、雑がみを行政回収している自治体は約 83% である。同調査によると、雑がみを行政回収している自治体の排出区分の名称は、雑がみ（雑紙）26.7%、雑誌・雑がみ（雑紙）20.6%、その他の紙・その他紙類 14.5%、ミックスペーパー 3.4% など、自治体によって名称が異なっている。また、禁忌品においても品目が異なっており、カーボン紙・感熱紙 73.6%、アルミ付き飲料用紙紙パック 65.6%、紙コップ 51.9%、紙製の洗剤容器 41.2% など、禁忌品の項目は全国的に統一されていない。これらの背景についていくつかの自治体にヒアリングを行ったところ、自治体が取引をする回収業者や古紙問屋をとおして回収品目や禁忌品目を協議して決めているようである。回収品目について古紙問屋にヒアリングをしてみると、納品先である製紙メーカーの受け入れ基準によって出せる品目が影響するため、全国の自治体において回収品目が異なっているということである。雑がみの回収品目が多く設定されている自治体においては、消費者に分かりやすく分別してもらうため、禁忌品については細かく設定していないということもある。その場合、古紙問屋にて納品先の製紙メーカーにあわせて選別をしているか、受け入れ基準の緩い製紙メーカーに納品しているということである。

## 4. 消費者における意識調査

古紙再生促進センターが今後の古紙回収のあり方について検討する上での参考とするため、紙リサイクルに対する一般消費者の意識や行動を明らかにするとともに、古紙の分別、回収等に関する知識や現状認識を把握するため、以下のとおり調査を行った。

表 1 調査概要

調査方法	インターネット調査（マクロミル）
実施期間	2023 年 6 月 28 日（水）～6 月 29 日（木）
調査対象 （抽出条件）	47 都道府県の 20 歳以上の男女（インターネット調査会社のモニタ会員） ・居住エリア、年齢区分、性別については人口構成比に合わせた
回答数	1,098

【連絡先】〒105-0003 東京都港区西新橋三丁目 15 番 12 号 GGHOUSE (株)ダイナックス都市環境研究所  
北坂容子 Tel: 03-5402-5355 FAX: 03-5402-5350 e-mail: kitasaka@dynax-eco.com

【キーワード】資源、回収、リサイクル、古紙、雑がみ、自治体、消費者

#### 4.1 調査結果

使用済みの紙を「資源（古紙）」と「可燃ごみ」と区別しているかという設問において、「区別している」が79.1%、「区別していない」が20.9%であった。これらの回答において、図1のとおり年齢別で分析を行ったところ、若い世代ほど古紙と可燃ごみの区分をせず、古紙もごみとして出されている。

古紙の種類の中に、お菓子の紙箱や封筒、コピー用紙など雑がみという排出区分があることを知っているかという設問においては、「知っている」が60.8%、「知らない」が39.2%であった。これらの回答において、図2のとおり年齢別で分析を行ったところ、若い世代ほど雑がみの認知度が低く、20歳代では50%を下回っている。

また、上記設問において「知っている」と回答した中で、雑がみを古紙として回収に「出している」のは64.8%であり、「出していない」が19.3%、その他15.9%であった。

「出している」場合の雑がみの排出方法について、「市区町村の資源回収」に排出しているのは39.6%と最も多い一方で、次いで多い回答が「可燃ごみ」36.9%であった。図3の年齢別で見ると、40代までは「可燃ごみ」の比率が最も高く、いずれも40%を超えている。50歳以上では「市区町村の資源回収」の比率が最も高くなっている。

「出していない」主な理由については、図4「リサイクルできない紙が多く、どのように分別したらよいのか分からないため」が28.9%と最も多く、「分別作業が面倒に感じられるため」が22.1%という回答であった。「その他」の回答においては、分けて出す時間が無いなどの理由があった。

#### 5. 課題と考察

古紙の種類である「雑がみ」は、新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック以外にもリサイクルできる紙・板紙や紙製品の総称のため、自治体によって名称が様々あり、対象としている品目や禁忌品の品目も自治体によってまちまちである。そのため、約3割の消費者が雑がみに関して「リサイクルできない紙が多く、どのように分別したらよいのか分からない」と回答している。また、名称だけでは何を意味しているのかが消費者にとって分かりづらいのか、雑がみの認知度や分別協力度は低い。特に年代が若い世代において分別協力度が低くなっている。リサイクルに適していない紙があることを知っていても、細かく分別している時間がないという声もあった。

製紙原料に適格する古紙と禁忌品とされる古紙をどう区別し、またその呼称をどうするのか。また小さい紙片などはどの区分になるのか等、消費者や自治体にとっては非常にわかりにくい。自治体の中には、雑がみを回収するイベントを実施したり、「その他再生可能紙」という名称に変更したりしているところがあり、参考になる。

昨今の脱炭素化の流れの中で、脱プラスチックの影響によりこれまでプラスチック製だったものから紙製のものへと切り替わることが想定される。このことにより、雑がみとなる古紙の発生量が増加する可能性がある。その一方で、例えば食品の場合は包装の中身を保存する機能を持たせることにより、その紙製包装が禁忌品となってしまう可能性がある。このように、今後古紙がさらに複雑化する可能性があるため、古紙再生促進に向けて消費者が分別しやすいよう雑がみ回収品目や名称、回収方法等の検討を進める必要がある。

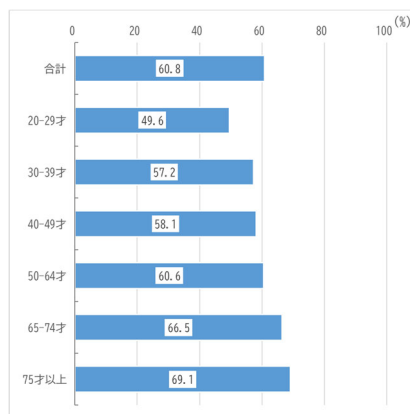
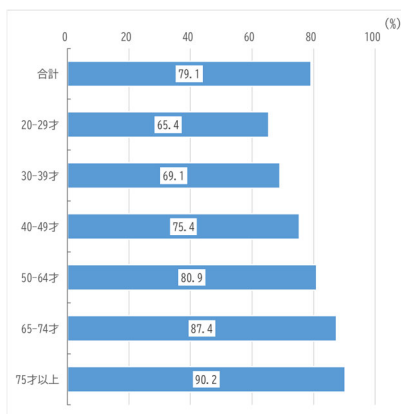


図1 資源として区別（年齢別）

図2 雑がみの認知度（年齢別）

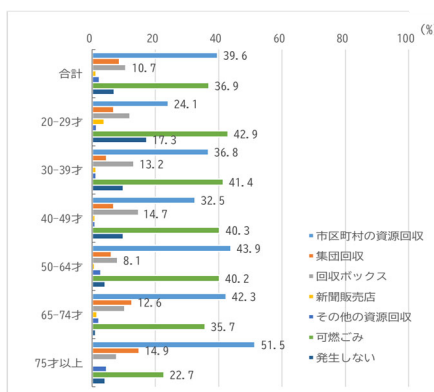


図3 雑がみの排出方法（年齢別）

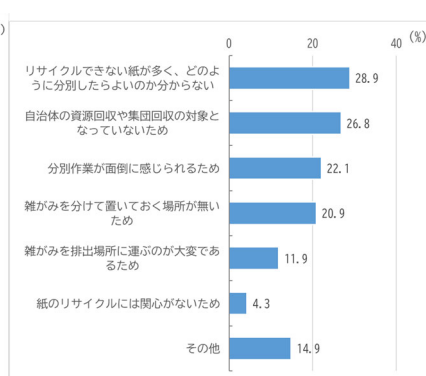


図4 雑がみを分別しない理由

i 令和5年度地方自治体紙リサイクル施策調査報告書